

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

平成 29 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は 19,428 人である。このうち、当年開始人員は 16,709 人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は 2,719 人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が 86.0%（小数第 2 位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が 14.0%となっている。

最近 13 年間の種別ごとの開始人員の推移は、第 1 表のとおりである。

開始人員総数は、平成 14 年以降ほぼ横ばいであったが、同 19 年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成 20 年以降おおむね減少傾向にあり、平成 27 年は微増したものの、平成 28 年以降は再び減少している。また、少年院仮退院審理は、平成 14 年以降おおむね減少傾向にある。

第 1 表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成17年	18	19	20	21	22	23
人 員	総 数	22,773	22,837	22,455	21,323	20,556	20,080	19,703
	仮釈放	17,916	18,085	18,128	17,403	16,557	16,184	16,094
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	4,857	4,752	4,327	3,919	3,999	3,895	3,608
	うち、SE・SA対象者	1,560	1,439	1,352	1,167	1,181	1,018	936
	少年院退院	-	-	-	1	-	1	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	1
指 数	総 数	100	100	99	94	90	88	87
	仮釈放	100	101	101	97	92	90	90
	少年院仮退院	100	98	89	81	82	80	74
	うち、SE・SA対象者	100	92	87	75	76	65	60

種 別		24	25	26	27	28	29	構成比(%)
人 員	総 数	19,787	18,981	18,083	17,988	17,059	16,709	100.0
	仮釈放	16,310	15,594	14,967	15,118	14,351	14,289	85.5
	うち、一部猶予	...	...	...	...	5	548	3.3
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,476	3,387	3,115	2,870	2,708	2,419	14.5
	うち、SE・SA対象者	907	788	695	648	499	407	2.4
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	1	-	1	-	-	1	0.0
指 数	総 数	87	83	79	79	75	73	...
	仮釈放	91	87	84	84	80	80	...
	少年院仮退院	72	70	64	59	56	50	...
	うち、SE・SA対象者	58	51	45	42	32	26	...

- (注) 1 指数は小数第 1 位を、構成比は小数第 2 位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。
- 2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。
- 3 2 表参照

(2) 審理の終結人員（2 表参照）

平成 29 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は 16,646 人であり、前年に比べ 598 人減少している。その内訳は第 2 表のとおりであり、審理

の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）を受けた人員は 15,429 人（終結人員総数の 92.7％），許可しない旨の判断がされた人員は 1,212 人（同 7.3％），うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は 615 人（同 3.7％）となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は 3.6％となっている。

第 2 表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	16,646	15,429	597	615	5	3.6
	仮釈放	14,213	13,006	596	606	5	4.2
	うち、一部猶予	389	364	1	24	－	0.3
	仮出場	－	－	－	－	－	－
	少年院仮退院	2,432	2,422	1	9	－	0.0
	うち、SE・SA対象者	414	413	－	1	－	－
	少年院退院	－	－	－	－	－	－
	婦人補導院仮退院	1	1	－	－	－	－
構 成 比 (%)	総 数	100.0	92.7	3.6	3.7	0.0	...
	仮釈放	100.0	91.5	4.2	4.3	0.0	...
	うち、一部猶予	100.0	93.6	0.3	6.2	－	...
	仮出場	－	－	－	－	－	...
	少年院仮退院	100.0	99.6	0.0	0.4	－	...
	うち、SE・SA対象者	100.0	99.8	－	0.2	－	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員／(許可人員＋許可しない人員)×100 により算出した。

2 2 表 参照

(3) 許可決定人員の状況（2 表 参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第 3 表のとおりである。許可決定人員総数は平成 24 年以降減少傾向にある。

第 3 表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	構成比(%)
人 員	総 数	18,469	18,158	17,225	16,832	16,099	15,429	100.0
	仮釈放	15,070	14,731	14,119	13,945	13,397	13,006	84.3
	うち、一部猶予	...	...	...	...	－	364	2.4
	仮出場	－	－	－	－	－	－	－
	少年院仮退院	3,398	3,427	3,105	2,887	2,702	2,422	15.7
	うち、SE・SA対象者	892	790	713	635	506	413	2.7
	少年院退院	－	－	－	－	－	－	－
	婦人補導院仮退院	1	－	1	－	－	1	0.0
指 数	総 数	100	98	93	91	87	84	...
	仮釈放	100	98	94	93	89	86	...
	少年院仮退院	100	101	91	85	80	71	...
	うち、SE・SA対象者	100	89	80	71	57	46	...

(注) 2 表 参照

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況（2 表 参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近 6 年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第 4 表のとおりである。許可しない（取下げなし）人員は平成 20 年以降おおむね減少傾向にあったが、平成 27 年以降は増加している。

第 4 表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	構成比(%)
人 員	総 数	377	288	252	359	501	597	100.0
	仮釈放	377	284	252	359	496	596	99.8
	うち、一部猶予	...	...	...	...	-	1	0.2
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	-	4	-	-	5	1	0.2
	うち、SE・SA対象者	-	1	-	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	76	67	95	133	158	...
	仮釈放	100	75	67	95	132	158	...
	少年院仮退院	-	-	-	-	-	-	...

（注） 2 表 参照

最近 6 年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第 5 表のとおりである。
平成 29 年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は 3.6%（前年は 2.9%）となっている。

第 5 表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成24年	25	26	27	28	29
総 数	1.9	1.5	1.4	2.0	2.9	3.6
仮釈放	2.3	1.8	1.7	2.4	3.4	4.2
うち、一部猶予	...	...	...	...	-	0.3
少年院仮退院	-	0.1	-	-	0.2	0.0
うち、SE・SA対象者	-	0.1	-	-	-	-

（注） 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員／（許可決定人員＋許可しない決定人員）×100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19 表，21 表参照）

平成 29 年における仮釈放許可決定人員 13,006 人のうち、定期刑の執行を受けた者は 12,965 人であり、これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第 6 表である。

総数を見ると、刑の執行率 70%以上の者の比率が許可決定人員全体の 98.7%となっている。

第 6 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員	総 数	12,965	1	162	2,320	5,905	4,577
	1年以内	1,080	-	5	116	561	398
	2年以内	4,685	1	63	1,020	2,411	1,190
	3年以内	4,080	-	57	796	1,829	1,398
	5年以内	2,179	-	30	324	850	975
	5年を超える	941	-	7	64	254	616
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	0.0	1.2	17.9	45.5	35.3
	1年以内	100.0	-	0.5	10.7	51.9	36.9
	2年以内	100.0	0.0	1.3	21.8	51.5	25.4
	3年以内	100.0	-	1.4	19.5	44.8	34.3
	5年以内	100.0	-	1.4	14.9	39.0	44.7
	5年を超える	100.0	-	0.7	6.8	27.0	65.5

（注） 19 表 参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近 6 年間の刑の執行率の構成比の推移は、第 7 表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第 7 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成24年	25	26	27	28	29
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.1	0.0	0.0	0.0	-	0.0
60～69%	1.5	1.3	1.0	1.0	1.2	1.2
70～79%	21.4	19.7	18.5	17.9	17.8	17.9
80～89%	47.0	47.7	47.2	46.7	47.7	45.5
90%以上	30.0	31.3	33.2	34.3	33.4	35.3

(注) 19 表 参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近 6 年間の受刑在所期間別の推移は、第 8 表のとおりである。

第 8 表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年 以内	12年 以内	13年 以内	14年 以内	15年 以内	16年 以内	17年 以内	18年 以内	20年 以内	20年を 超える
平成24年	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4
25	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8
26	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
27	13	1	-	-	-	-	-	-	-	1	11
28	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	8
29	12	1	1	-	-	-	-	-	-	-	10

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21 表 参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理 (23 表 参照)

平成 29 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は 479 人(前年は 568 人)であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が 434 人(同 473 人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が 45 人(同 95 人)である。

審理を再開した人員は 466 人(前年は 558 人)、審理を再開しなかった人員は 9 人(同 5 人)であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 3 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 201 人、許可しない旨の判断がされた人員は 262 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結 (25 表 参照)

平成 29 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理(保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの)の開始人員総数は 1,505 人(前年は 1,745 人)である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが 571 人(開始人員総数の 37.9%)、保護観察停止が 232 人(同 15.4%)、保護観察停止解除が 90 人(同 6.0%)、戻し収容が 10 人(同 0.7%)、少年院仮退院中の退院が 427 人(同 28.4%)、保護観察仮解除が 169 人(同 11.2%)となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第 9 表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29
人 員	総 数	2,183	1,978	1,991	1,882	1,745	1,505
	仮釈放取消し	705	671	666	673	633	571
	保護観察停止	272	244	253	256	244	232
	保護観察停止解除	102	104	112	120	114	90
	保護観察停止取消し	－	－	1	1	1	－
	不定期刑終了	1	－	1	－	－	－
	戻し収容	31	19	9	11	13	10
	退 院	733	637	675	584	525	427
	保護観察仮解除	325	289	267	229	211	169
	保護観察仮解除取消し	14	14	7	8	4	6
指 数	総 数	100	91	91	86	80	69
	仮釈放取消し	100	95	94	95	90	81
	保護観察停止	100	90	93	94	90	85
	保護観察停止解除	100	102	110	118	112	88
	戻し収容	100	61	29	35	42	32
	退 院	100	87	92	80	72	58
	保護観察仮解除	100	89	82	70	65	52
	保護観察仮解除取消し	100	100	50	57	29	43

(注) 25 表 参照

また、平成 29 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 1,509 人であり、前年に比べ 14.5% (255 人) 減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが 1,466 人 (終結人員総数の 97.2%)、理由なしとしたものが 43 人 (同 2.8%) となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

平成29年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は65,933人であり、このうち、当年開始人員は32,538人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は33,395人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は14,465人（開始人員の44.5%）、2号観察（少年院仮退院者）は2,469人（同7.6%）、3号観察（仮釈放者）は12,760人（同39.2%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は2,843人（同8.7%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は1人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,839人（1号観察開始人員の12.7%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は5,206人（同開始人員の36.0%）となっており、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は283人（3号観察開始人員の2.2%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は248人（4号観察開始人員の8.7%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、同29年は前年に比べ7.9%（2,803人）減少している。

なお、平成29年における交通短期を除く開始人員27,332人における女子の比率は、11.6%（3,163人）であり、近年10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成17年	18	19	20	21	22	23	24
人 員	総 数	62,562	58,841	54,878	50,717	48,488	47,562	45,199	44,056
	1号観察	36,260	33,576	30,554	27,169	26,094	25,525	23,580	22,557
	うち、短期	4,271	3,929	3,910	3,662	3,665	3,668	3,595	3,295
	うち、交通短期	15,916	14,101	12,706	10,455	9,908	9,485	8,276	7,809
	2号観察	4,886	4,711	4,344	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421
	うち、SE・SA対象者	1,547	1,433	1,351	1,174	1,127	1,017	903	896
	3号観察	16,420	16,081	15,832	15,840	14,854	14,472	14,620	14,700
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	…
	4号観察	4,996	4,473	4,148	3,714	3,671	3,682	3,398	3,376
	うち、一部猶予	…	…	…	…	…	…	…	…
指 数	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	2
	総 数	100	94	88	81	78	76	72	70
	1号観察	100	93	84	75	72	70	65	62
	うち、短期	100	92	92	86	86	86	84	77
	うち、交通短期	100	89	80	66	62	60	52	49
	2号観察	100	96	89	82	79	79	74	70
	うち、SE・SA対象者	100	93	87	76	73	66	58	58
	3号観察	100	98	96	96	90	88	89	90
	4号観察	100	90	83	74	73	74	68	68
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成25年	26	27	28	29	構成比 (%)	男	女
人 員	総 数	42,117	39,995	38,103	35,341	32,538	100.0	24,169	3,163
	1号観察	20,811	19,599	18,202	16,304	14,465	44.5	8,314	945
	うち、短期	2,995	2,871	2,480	2,031	1,839	5.7	1,620	219
	うち、交通短期	7,327	6,701	6,334	5,981	5,206	16.0	…	…
	2号観察	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	7.6	2,276	193
	うち、SE・SA対象者	757	697	601	477	420	1.3	398	22
	3号観察	14,623	13,925	13,570	13,260	12,760	39.2	11,161	1,599
	うち、一部猶予	…	…	…	-	283	0.9	222	61
	4号観察	3,255	3,348	3,460	3,034	2,843	8.7	2,418	425
	うち、一部猶予	…	…	…	-	248	0.8	203	45
指 数	5号観察	-	1	-	-	1	0.0	…	1
	総 数	67	64	61	56	52	…	…	…
	1号観察	57	54	50	45	40	…	…	…
	うち、短期	70	67	58	48	43	…	…	…
	うち、交通短期	46	42	40	38	33	…	…	…
	2号観察	70	64	59	56	51	…	…	…
	うち、SE・SA対象者	49	45	39	31	27	…	…	…
	3号観察	89	85	83	81	78	…	…	…
	4号観察	65	67	69	61	57	…	…	…
	5号観察	-	-	-	-	-	…	…	…

(注) 1 平成 29 年の男女の列において、総数及び 1 号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 3 ～ 7 表 参照

(2) 来日外国人の開始人員（24 表 参照）

平成 29 年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察			3号観察			4号観察		
		計	一般	交通	短期	計	SE・SA 対象者以外	SE・SA対象者	計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
開始人員の総数	27,331	9,259	5,095	2,325	1,839	2,469	2,049	420	12,760	12,477	283	2,843	248	2,595
来日外国人	511	100	59	22	19	44	38	6	352	352	-	15	-	15
来日外国人の割合(%)	1.9%	1.1%	1.2%	0.9%	1.0%	1.8%	1.9%	1.4%	2.8%	2.8%	0.0%	0.5%	0.0%	0.6%

(注) 24 表 参照

(3) 罪名・非行名（8～11表参照）

平成29年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察から4号観察まで、いずれにおいても窃盗が最も多く、次に、1号観察では道路交通法、傷害、2号観察では傷害、道路交通法、3号観察では覚せい剤取締法、詐欺、4号観察では覚せい剤取締法、刑法犯その他の順となっている。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総数	9,259	100.0	(100.0)	2,469	100.0	(100.0)	12,760	100.0	(100.0)	2,843	100.0	(100.0)
刑法犯	6,803	73.5	(73.4)	2,032	82.3	(84.6)	7,945	62.3	(63.8)	1,885	66.3	(72.6)
強制わいせつ・強制性交等	220	2.4	(2.3)	132	5.3	(5.1)	427	3.3	(3.3)	164	5.8	(6.4)
殺人	5	0.1	(0.0)	17	0.7	(0.8)	155	1.2	(1.4)	21	0.7	(1.2)
傷害	1,337	14.4	(15.2)	427	17.3	(18.3)	436	3.4	(4.0)	237	8.3	(9.5)
業務上過失致死傷	694	7.5	(7.3)	51	2.1	(2.5)	246	1.9	(2.3)	54	1.9	(2.0)
窃盗	3,134	33.8	(34.8)	845	34.2	(33.6)	4,155	32.6	(33.4)	908	31.9	(34.2)
強盗	39	0.4	(0.6)	126	5.1	(5.8)	508	4.0	(4.1)	52	1.8	(1.7)
詐欺	264	2.9	(1.9)	180	7.3	(8.2)	1,249	9.8	(9.0)	137	4.8	(4.8)
恐喝	203	2.2	(2.0)	102	4.1	(4.1)	86	0.7	(0.8)	18	0.6	(0.9)
暴力行為等処罰に関する法律	44	0.5	(0.7)	14	0.6	(0.7)	26	0.2	(0.2)	23	0.8	(0.4)
その他	863	9.3	(8.8)	138	5.6	(5.4)	657	5.1	(5.3)	271	9.5	(11.5)
特別法犯	2,404	26.0	(25.9)	362	14.7	(12.5)	4,815	37.7	(36.2)	958	33.7	(27.4)
覚せい剤取締法	25	0.3	(0.2)	70	2.8	(2.7)	3,916	30.7	(29.4)	592	20.8	(14.4)
道路交通法	1,634	17.6	(18.2)	183	7.4	(6.8)	395	3.1	(3.0)	123	4.3	(5.4)
毒物及び劇物取締法	5	0.1	(0.1)	3	0.1	(0.1)	24	0.2	(0.1)	12	0.4	(0.2)
その他	740	8.0	(7.4)	106	4.3	(2.9)	480	3.8	(3.7)	231	8.1	(7.4)
ぐ犯	52	0.6	(0.7)	68	2.8	(2.6)	…	…	…	…	…	…
施設送致申請	—	—	(—)	7	0.3	(0.3)	…	…	…	…	…	…

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8～11表参照

(4) 保護観察期間（12表参照）

平成29年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで（通常は20歳に達するまで）であるため、保護観察期間は一様ではない。

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置が採られることがある（第16表以下を参照）。

第 13 表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期
人 員	総 数	27,331	496	5,019	5,310	2,792	5,209	3,466	2,848	1,802	378	11
	1号観察	9,259	－	－	－	－	4,167	1,924	1,657	1,139	372	…
	2号観察	2,469	33	124	567	410	530	424	244	131	6	…
	SE・SA対象者以外	2,049	32	122	544	318	439	316	174	101	3	…
	SE・SA対象者	420	1	2	23	92	91	108	70	30	3	…
	3号観察	12,760	463	4,895	4,743	2,371	247	28	2	－	－	11
	一部猶予	283	24	212	47	－	－	－	－	－	－	－
	入 所 度 数	6,847	154	1,533	2,784	2,103	239	25	2	－	－	7
	初 度	2,091	90	1,112	748	135	5	－	－	－	－	1
	2 度	1,327	51	731	472	67	3	2	－	－	－	1
	3 度	2,493	167	1,519	739	65	－	1	－	－	－	2
	4度以上	2	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－
	不 詳	2	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－
	4号観察	2,843	－	－	－	11	265	1,090	945	532	…	…
	一部猶予	248	－	－	－	11	226	10	1	－	…	…
構 成 比 (%)	総 数	100.0	1.8	18.4	19.4	10.2	19.1	12.7	10.4	6.6	1.4	0.0
	1号観察	100.0	－	－	－	－	45.0	20.8	17.9	12.3	4.0	…
	2号観察	100.0	1.3	5.0	23.0	16.6	21.5	17.2	9.9	5.3	0.2	…
	SE・SA対象者以外	100.0	1.6	6.0	26.5	15.5	21.4	15.4	8.5	4.9	0.1	…
	SE・SA対象者	100.0	0.2	0.5	5.5	21.9	21.7	25.7	16.7	7.1	0.7	…
	3号観察	100.0	3.6	38.4	37.2	18.6	1.9	0.2	0.0	－	－	0.1
	一部猶予	100.0	8.5	74.9	16.6	－	－	－	－	－	－	－
	入 所 度 数	100.0	2.2	22.4	40.7	30.7	3.5	0.4	0.0	－	－	0.1
	初 度	100.0	4.3	53.2	35.8	6.5	0.2	－	－	－	－	0.0
	2 度	100.0	3.8	55.1	35.6	5.0	0.2	0.2	－	－	－	0.1
	3 度	100.0	6.7	60.9	29.6	2.6	－	0.0	－	－	－	0.1
	4度以上	100.0	－	－	－	0.4	9.3	38.3	33.2	18.7	…	…
	4号観察	100.0	－	－	－	0.4	9.3	38.3	33.2	18.7	…	…
	一部猶予	100.0	－	－	－	4.4	91.1	4.0	0.4	－	…	…

(注) 12 表 参照

(5) 年 齢 (20 表 参照)

平成 29 年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第 14 表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1 号観察は 18・19 歳で 45.0% (前年は 42.1%)、2 号観察は 18・19 歳で 43.3% (前年は 45.4%)、3 号観察は 40～49 歳で 28.6% (前年は 29.0%)、4 号観察は 20～29 歳で 27.8% (前年は 28.2%) となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	9,259	100.0	(100.0)	2,469	100.0	(100.0)
15歳以下	1,511	16.3	(17.9)	141	5.7	(6.2)
16・17歳	3,581	38.7	(40.0)	671	27.2	(27.5)
18・19歳	4,167	45.0	(42.1)	1,069	43.3	(45.4)
20歳以上	－	－	(－)	588	23.8	(20.9)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	12,760	100.0	(100.0)	2,843	100.0	(100.0)
19歳以下	－	－	(－)	6	0.2	(0.3)
20～29歳	1,653	13.0	(13.5)	790	27.8	(28.2)
30～39歳	3,333	26.1	(26.4)	660	23.2	(24.1)
40～49歳	3,644	28.6	(29.0)	627	22.1	(22.0)
50～59歳	2,288	17.9	(16.9)	390	13.7	(11.7)
60歳以上	1,842	14.4	(14.3)	370	13.0	(13.7)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20 表 参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（3～7表，26表参照）

平成29年において，全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は35,166人である。種別ごとに見ると，1号観察が16,100人（終了人員総数の45.8%），2号観察が2,859人（同8.1%），3号観察が12,876人（同36.6%），4号観察が3,330人（同9.5%），5号観察が1人（同0.0%）である。また，1号観察のうち，交通短期の終了人員は5,516人（1号観察終了人員の34.3%）となっており，3号観察のうち，一部猶予の終了人員は172人（3号観察終了人員の1.3%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は，第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成17年	18	19	20	21	22	23
人 員	総 数	66,493	62,505	58,535	54,273	50,928	48,715	47,293
	1号観察	38,899	35,766	32,641	29,370	26,928	26,090	24,969
	うち，短期	4,447	4,135	3,835	3,878	3,726	3,572	3,595
	うち，交通短期	16,627	14,878	13,356	11,318	9,818	9,538	8,902
	2号観察	5,540	5,135	4,648	4,138	4,060	4,020	3,882
	うち，SE・SA対象者	2,025	1,687	1,464	1,258	1,287	1,212	1,027
	3号観察	16,793	16,496	16,430	16,054	15,364	14,481	14,599
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	4号観察	5,261	5,108	4,816	4,711	4,576	4,124	3,843
	うち，一部猶予	…	…	…	…	…	…	…
	5号観察	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	94	88	82	77	73	71
	1号観察	100	92	84	76	69	67	64
	うち，短期	100	93	86	87	84	80	81
	うち，交通短期	100	89	80	68	59	57	54
	2号観察	100	93	84	75	73	73	70
	うち，SE・SA対象者	100	83	72	62	64	60	51
	3号観察	100	98	98	96	91	86	87
	4号観察	100	97	92	90	87	78	73

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	構成比(%)
人 員	総 数	46,012	43,306	41,655	40,001	38,040	35,166	100.0
	1号観察	23,678	21,680	20,785	19,578	17,941	16,100	45.8
	うち，短期	3,542	3,168	2,929	2,804	2,306	1,898	5.4
	うち，交通短期	8,064	7,347	7,003	6,365	6,213	5,516	15.7
	2号観察	3,681	3,354	3,312	3,250	3,169	2,859	8.1
	うち，SE・SA対象者	972	858	827	762	680	575	1.6
	3号観察	14,948	14,751	14,173	13,751	13,506	12,876	36.6
	うち，一部猶予	…	…	…	…	—	172	0.5
	4号観察	3,703	3,521	3,384	3,422	3,424	3,330	9.5
	うち，一部猶予	…	…	…	…	—	—	—
	5号観察	2	—	1	—	—	1	0.0
指 数	総 数	69	65	63	60	57	53	…
	1号観察	61	56	53	50	46	41	…
	うち，短期	80	71	66	63	52	43	…
	うち，交通短期	48	44	42	38	37	33	…
	2号観察	66	61	60	59	57	52	…
	うち，SE・SA対象者	48	42	41	38	34	28	…
	3号観察	89	88	84	82	80	77	…
	4号観察	70	67	64	65	65	63	…

（注） 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（４表，２６表参照）

最近６年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は，第１６表，第１７表，第１９表及び第２０表のとおりである。

ア １号観察

平成２９年における１号観察のうち，交通短期の終了人員は５,５１６人であり，そのうち５,４８６人（９９.５％）が保護観察を解除されている。これは，交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により，再非行など行状に特段の問題が認められなければ，通常３，４か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

交通短期を除く１号観察終了者１０,５８４人の終了事由別内訳は，期間満了が１,１５６人（交通短期を除く１号観察終了者の１０.９％），解除が７,９４０人（同７５.０％），保護処分取消しが１,４７６人（同１３.９％），その他（死亡等）が１２人（同０.１％）である。

なお，保護観察の解除とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり，保護処分取消しとは，保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに，家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第１６表 交通短期保護観察を除く１号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人 員	平成24年	15,614	1,399	11,796	2,399	20
	25	14,333	1,189	11,003	2,115	26
	26	13,782	1,305	10,567	1,884	26
	27	13,213	1,242	10,073	1,877	21
	28	11,728	1,161	8,884	1,672	11
	29	10,584	1,156	7,940	1,476	12
指 数	平成24年	100	100	100	100	100
	25	92	85	93	88	130
	26	88	93	90	79	130
	27	85	89	85	78	105
	28	75	83	75	70	55
	29	68	83	67	62	60
構 成 比 (％)	平成24年	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2
	26	100.0	9.5	76.7	13.7	0.2
	27	100.0	9.4	76.2	14.2	0.2
	28	100.0	9.9	75.8	14.3	0.1
	29	100.0	10.9	75.0	13.9	0.1

（注） ２６表参照

イ ２号観察

平成２９年における２号観察終了者２,８５９人の終了事由別内訳は，期間満了が２,０１１人（２号観察終了者の７０.３％），退院が４３１人（同１５.１％），戻し収容が７人（同０.２％），保護処分取消しが４０３人（同１４.１％），その他（死亡等）が７人（同０.２％）である。

なお，退院とは，保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに，地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり，戻し収容とは，保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに，家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人 員	平成24年	3,681	2,309	715	21	628	8
	25	3,354	2,189	625	15	519	6
	26	3,312	2,165	639	6	493	9
	27	3,250	2,191	570	7	473	9
	28	3,169	2,153	536	8	461	11
	29	2,859	2,011	431	7	403	7
指 数	平成24年	100	100	100	100	100	100
	25	91	95	87	71	83	75
	26	90	94	89	29	79	113
	27	88	95	80	33	75	113
	28	86	93	75	38	73	138
	29	78	87	60	33	64	88
構 成 比 (%) (%)	平成24年	100.0	62.7	19.4	0.6	17.1	0.2
	25	100.0	65.3	18.6	0.4	15.5	0.2
	26	100.0	65.4	19.3	0.2	14.9	0.3
	27	100.0	67.4	17.5	0.2	14.6	0.3
	28	100.0	67.9	16.9	0.3	14.5	0.3
	29	100.0	70.3	15.1	0.2	14.1	0.2

(注) 26 表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,284	100.0	575	100.0
期間満了	1,690	74.0	321	55.8
退 院	270	11.8	161	28.0
戻し収容	7	0.3	－	－
保護処分取消し	311	13.6	92	16.0
その他	6	0.3	1	0.2

(注) 26 表参照

ウ 3 号観察

平成 29 年における 3 号観察終了者 12,876 人の終了事由別内訳は、期間満了が 12,268 人（3 号観察終了者の 95.3%）、仮釈放取消しが 560 人（同 4.3%）、停止中時効完成が 5 人（同 0.0%）、その他（死亡、恩赦等）が 43 人（同 0.3%）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成24年	14,948	14,215	1	674	14	44
	25	14,751	14,053	－	646	6	46
	26	14,173	13,473	1	651	6	42
	27	13,751	13,044	－	660	6	41
	28	13,506	12,822	－	627	6	51
	29	12,876	12,268	－	560	5	43
指 数	平成24年	100	100	100	100	100	100
	25	99	99	－	96	43	105
	26	95	95	100	97	43	95
	27	92	92	－	98	43	93
	28	90	90	－	93	43	116
	29	86	86	－	83	36	98
構 成 比 (％)	平成24年	100.0	95.1	0.0	4.5	0.1	0.3
	25	100.0	95.3	－	4.4	0.0	0.3
	26	100.0	95.1	0.0	4.6	0.0	0.3
	27	100.0	94.9	－	4.8	0.0	0.3
	28	100.0	94.9	－	4.6	0.0	0.4
	29	100.0	95.3	－	4.3	0.0	0.3

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

平成 29 年における 4 号観察終了者 3,330 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,414 人(4 号観察終了者の 72.5%)、刑の執行猶予の言渡しの取消しが 825 人(同 24.8%)、その他(死亡等)が 91 人(同 2.7%)である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成 29 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 825 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 742 人(刑の執行猶予取消しによる終了人員の 89.9%)、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が 79 人(同 9.6%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 4 人(同 0.5%)である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成24年	3,703	2,526	1,049	128
	25	3,521	2,577	829	115
	26	3,384	2,403	846	135
	27	3,422	2,442	869	111
	28	3,424	2,454	849	121
	29	3,330	2,414	825	91
指 数	平成24年	100	100	100	100
	25	95	102	79	90
	26	91	95	81	105
	27	92	97	83	87
	28	92	97	81	95
	29	90	96	79	71
構 成 比 (％)	平成24年	100.0	68.2	28.3	3.5
	25	100.0	73.2	23.5	3.3
	26	100.0	71.0	25.0	4.0
	27	100.0	71.4	25.4	3.2
	28	100.0	71.7	24.8	3.5
	29	100.0	72.5	24.8	2.7

(注) 26 表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近 13 年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第 21 表のとおりである。

第 21 表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成17年	18	19	20	21	22	23
人 員	総 数	59,540	55,816	52,133	48,546	46,089	44,906	42,803
	1号観察	30,059	27,821	25,718	23,498	22,645	22,061	20,662
	うち、短期	2,649	2,439	2,508	2,294	2,225	2,318	2,278
	うち、交通短期	5,621	4,841	4,197	3,335	3,428	3,373	2,745
	2号観察	6,353	5,919	5,607	5,455	5,259	5,117	4,835
	うち、SE・SA対象者	2,437	2,184	2,068	1,998	1,838	1,641	1,521
	3号観察	7,715	7,304	6,701	6,489	5,981	5,967	5,988
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	4号観察	15,413	14,772	14,107	13,104	12,204	11,761	11,318
	うち、一部猶予	...	...	...	...	...	...	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	94	88	82	77	75	72
	1号観察	100	93	86	78	75	73	69
	うち、短期	100	92	95	87	84	88	86
	うち、交通短期	100	86	75	59	61	60	49
	2号観察	100	93	88	86	83	81	76
	うち、SE・SA対象者	100	90	85	82	75	67	62
	3号観察	100	95	87	84	78	77	78
	4号観察	100	96	92	85	79	76	73

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	構成比(%)
人 員	総 数	40,837	39,652	37,990	36,098	33,395	30,773	100.0
	1号観察	19,533	18,663	17,480	16,107	14,465	12,834	41.7
	うち、短期	2,029	1,855	1,797	1,473	1,196	1,138	3.7
	うち、交通短期	2,492	2,470	2,168	2,137	1,905	1,597	5.2
	2号観察	4,573	4,645	4,454	4,077	3,650	3,262	10.6
	うち、SE・SA対象者	1,445	1,343	1,211	1,052	851	699	2.3
	3号観察	5,740	5,614	5,364	5,184	4,937	4,822	15.7
	うち、一部猶予	...	...	...	...	-	111	0.4
	4号観察	10,991	10,730	10,692	10,730	10,343	9,855	32.0
	うち、一部猶予	...	...	...	...	-	248	0.8
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	69	67	64	61	56	52	...
	1号観察	65	62	58	54	48	43	...
	うち、短期	77	70	68	56	45	43	...
	うち、交通短期	44	44	39	38	34	28	...
	2号観察	72	73	70	64	57	51	...
	うち、SE・SA対象者	59	55	50	43	35	29	...
	3号観察	74	73	70	67	64	63	...
	4号観察	71	70	69	70	67	64	...

（注） 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成 29 年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第 22 表のとおりである。

1 号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4 号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができるものと認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第 22 表 平成 29 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	30,773	-7.9	29,743	1	167	322	540
	1号観察	12,834	-11.3	12,593	1	…	84	156
	2号観察	3,262	-10.6	3,178	…	…	27	57
	3号観察	4,822	-2.3	4,642	…	…	112	68
	4号観察	9,855	-4.7	9,330	…	167	99	259
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.7	0.0	0.5	1.0	1.8
	1号観察	100.0	…	98.1	0.0	…	0.7	1.2
	2号観察	100.0	…	97.4	…	…	0.8	1.7
	3号観察	100.0	…	96.3	…	…	2.3	1.4
	4号観察	100.0	…	94.7	…	1.7	1.0	2.6

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行（31表，44表参照）

平成 29 年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第 23 表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が 28.8%（前年は 28.3%）、2号観察が 20.1%（同 22.0%）、1号観察が 17.2%（同 17.5%）、3号観察が 0.3%（同 0.3%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が 48.4%、再び1号観察に付された者が 41.4%、罰金に処せられた者が 5.2%、2号観察では再び少年院に送致された者が 66.7%、1号観察に付された者が 27.5%、3号観察では罰金に処せられた者が 54.5%、4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が 72.5%、罰金に処せられた者が 11.3%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) — ×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮			少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起訴 猶 予	その他	
				全部実刑	一部猶予	全部猶予							
人 員	総 数	29,649	3,387	715	47	65	1,264	911	242	4	135	4	11.4
	1号観察	10,584	1,821	20	—	57	881	753	94	1	11	4	17.2
	2号観察	2,859	574	—	—	7	383	158	22	—	4	—	20.1
	3号観察	12,876	33	—	—	—	—	—	18	1	14	—	0.3
	4号観察	3,330	959	695	47	1	—	—	108	2	106	—	28.8
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	21.1	1.4	1.9	37.3	26.9	7.1	0.1	4.0	0.1	…
	1号観察	…	100.0	1.1	—	3.1	48.4	41.4	5.2	0.1	0.6	0.2	…
	2号観察	…	100.0	—	—	1.2	66.7	27.5	3.8	—	0.7	—	…
	3号観察	…	100.0	—	—	—	—	—	54.5	3.0	42.4	—	…
	4号観察	…	100.0	72.5	4.9	0.1	—	—	11.3	0.2	11.1	—	…

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44表参照

平成 29 年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察では、窃盗（22.2％）、暴力行為等処罰に関する法律（20.0％）、2 号観察では、施設送致申請（40.0％）、暴力行為等処罰に関する法律（36.8％）の順で再処分率が高くなっている。3 号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4 号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、再犯による処分が懲役又は禁錮の全部実刑等である者の比率が高く、終了者の 20.9％（695 人）が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の全部実刑に処せられている。4 号観察開始時の罪名別では、窃盗（35.2％）、覚せい剤取締法（34.4％）が比較的高率となっている。

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	10,584	17.2	2,859	20.1	12,876	0.3	3,330	28.8
刑法犯	7,947	18.9	2,410	21.0	8,108	0.3	2,475	28.5
強制わいせつ・強制性交等	228	8.3	133	11.3	436	0.2	188	18.6
殺人	2	－	17	－	158	－	26	7.7
傷害	1,725	19.7	591	24.4	492	0.8	320	26.9
業務上過失致死傷	735	7.6	55	9.1	268	0.4	80	17.5
窃盗	3,702	22.2	969	26.0	4,210	0.2	1,161	35.2
強盗	73	12.3	162	16.0	537	1.1	66	13.6
詐欺	201	19.4	205	7.8	1,193	－	154	25.3
恐喝	231	18.6	133	15.0	84	1.2	53	30.2
暴力行為等処罰に関する法律	80	20.0	19	36.8	25	－	24	12.5
その他	970	16.2	126	15.9	705	－	403	23.1
特別法犯	2,566	12.1	366	12.6	4,768	0.3	855	29.6
覚せい剤取締法	15	13.3	74	13.5	3,908	0.3	488	34.4
道路交通法	1,822	11.6	202	15.8	378	－	163	17.8
毒物及び劇物取締法	7	－	2	－	22	－	12	33.3
その他	722	13.4	88	4.5	460	0.4	192	27.1
ぐ犯	71	14.1	78	26.9	...	...	...	...
施設送致申請	－	－	5	40.0	...	...	...	...

- （注） 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
- 2 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ・同致死傷及び強制性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を、それぞれ含む。
- 3 31 表, 44 表参照

5 生活環境の調整の実施状況（54～56 表参照）

平成 29 年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 41,169 人であり、前年に比べ 1,660 人（3.9％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 37,878 人で 1,102 人（2.8％）減少し、少年院在院者は 3,289 人で 560 人（14.5％）減少し、婦人補導院在院者は 2 人（前年 0 人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 43,649 人であり、前年に比べ 2,994 人（6.4％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 39,993 人で前年に比べ 2,623 人（6.2％）減少し、少年院在院者は 3,654 人で前年に比べ 373 人（9.3％）減少している。婦人補導院在院者は 2 人（前年 0 人）である。

また、少年院における SE・SA 対象者と SE・SA 対象者以外との間の移行が 2 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 38 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 232 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象以外 に移行	
総 数	49,749	41,171	41,009	47	113	2	43,651	43,649	2	47,269
受 刑 者	47,230	37,878	37,724	45	109	…	39,993	39,993	…	45,115
少年院・婦人補導院在院者	2,519	3,293	3,285	2	4	2	3,658	3,656	2	2,154

(注) 54～56 表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員（57 表参照）

平成 29 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 10,239 人であり、前年に比べ 280 人（2.7％）減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 7,123 人（前年比 52 人（0.7％）減）、刑の執行猶予が 1,176 人（同 77 人（6.1％）減）、起訴猶予が 1,254 人（同 181 人（12.6％）減）、罰金・科料が 477 人（同 37 人（8.4％）増）、労役場出場者・仮出場者が 159 人（同 12 人（7.0％）減）、少年院退院者・仮退院者が 50 人（同 5 人（11.1％）増）となっている。

(2) 自庁保護の実施状況（58 表参照）

最近 6 年間の自庁保護実施人員の推移は、第 26 表のとおりである。

平成 29 年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は 13,425 人であり、前年に比べ 394 人（2.9％）減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 5,823 人（実施人員総数の 43.4％）で前年に比べ 333 人（5.4％）減少しており、更生緊急保護が 7,602 人（実施人員総数の 56.6％）で前年に比べ 61 人（0.8％）減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	構成比(%)
人 員	総 数	16,674	15,681	14,763	14,211	13,819	13,425	100.0
	補導援護・応急の救護	6,378	6,237	6,179	6,157	6,156	5,823	43.4
	更生緊急保護	10,296	9,444	8,584	8,054	7,663	7,602	56.6
指 数	総 数	100	94	89	85	83	81	…
	補導援護・応急の救護	100	98	97	97	97	91	…
	更生緊急保護	100	92	83	78	74	74	…

(注) 1 1 人について 2 以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 58 表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 25 人（前年比 13 人（34.2％）減）、食事給与が 671 人（同 66 人（9.0％）減）、衣料給与が 1,519 人（同 100 人（6.2％）減）、医療援助が 26 人（同 1 人（3.7％）減）、旅費給与が 650 人（同 46 人（6.6％）減）、一時保護事業を営む者へのあっせんが 2,932 人（平成 28 年 6 月から集計）となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況（59 表, 65 表, 67 表参照）

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

平成 29 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 10,882 人であり、前年に比べ 762 人（6.5%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 1,987 人（総数の 18.3%）であり、平成 29 年に新たに開始した人員は 8,895 人（同 81.7%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,556 人、それ以外への委託が 1,339 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,469 人、更生緊急保護が 3,087 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 451 人、更生緊急保護が 888 人である。

また、平成 29 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 8,965 人で、前年に比べ 692 人（7.2%）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 7,589 人、それ以外への委託が 1,376 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 4,523 人、更生緊急保護が 3,066 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 447 人、更生緊急保護が 929 人である。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	構成比(%)
人員	総 数	11,721	11,241	11,391	11,579	11,644	10,882	100.0
	補導援護・応急の救護	6,444	6,434	6,482	6,604	6,555	6,170	56.7
	更生緊急保護	5,277	4,807	4,909	4,975	5,089	4,712	43.3
指数	総 数	100	96	97	99	99	93	…
	補導援護・応急の救護	100	100	101	102	102	96	…
	更生緊急保護	100	91	93	94	96	89	…

（注） 59 表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,995 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人 員	総 数	3,995	464	263	466	268	595	498	1,441
	刑の執行終了者	2,454	278	166	197	178	391	340	904
	刑の執行猶予者	567	74	39	168	27	58	43	158
	うち、一部猶予者	—	—	—	—	—	—	—	—
	起 訴 猶 予 者	663	77	40	76	38	95	75	262
	罰金受刑者・科料受刑者	207	20	14	18	16	35	24	80
	労役場出場者・仮出場者	67	9	3	5	6	10	11	23
	少年院退院者・仮退院者	37	6	1	2	3	6	5	14
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	11.6	6.6	11.7	6.7	14.9	12.5	36.1
	刑の執行終了者	100.0	11.3	6.8	8.0	7.3	15.9	13.9	36.8
	刑の執行猶予者	100.0	13.1	6.9	29.6	4.8	10.2	7.6	27.9
	うち、一部猶予者	—	—	—	—	—	—	—	—
	起 訴 猶 予 者	100.0	11.6	6.0	11.5	5.7	14.3	11.3	39.5
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	9.7	6.8	8.7	7.7	16.9	11.6	38.6
	労役場出場者・仮出場者	100.0	13.4	4.5	7.5	9.0	14.9	16.4	34.3
	少年院退院者・仮退院者	100.0	16.2	2.7	5.4	8.1	16.2	13.5	37.8

（注） 67 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,995 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 78.8%、次に、親族が引受けを拒否が 9.5%、親族と同居を望まずが 7.7%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総 数	3,995	3,148	378	307	66	96
	刑の執行終了者	2,454	1,937	228	190	38	61
	刑の執行猶予者	567	423	62	49	19	14
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	663	552	51	47	1	12
	罰金受刑者・科料受刑者	207	168	18	12	4	5
	労役場出場者・仮出場者	67	55	4	4	2	2
	少年院退院者・仮退院者	37	13	15	5	2	2
	構成比（％）						
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	78.8	9.5	7.7	1.7	2.4
	刑の執行終了者	100.0	78.9	9.3	7.7	1.5	2.5
	刑の執行猶予者	100.0	74.6	10.9	8.6	3.4	2.5
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起 訴 猶 予 者	100.0	83.3	7.7	7.1	0.2	1.8
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	81.2	8.7	5.8	1.9	2.4
	労役場出場者・仮出場者	100.0	82.1	6.0	6.0	3.0	3.0
	少年院退院者・仮退院者	100.0	35.1	40.5	13.5	5.4	5.4

（注） 65 表 参照

平成 29 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,917 人で、前年に比べ 70 人（3.5％）減少しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,630 人、それ以外への委託が 287 人となっている。また、更生保護施設委託（1,630 人）のうち、補導援護・応急の救護が 1,070 人（構成比 65.6％） 更生緊急保護が 560 人（同 34.4％）となっている。

7 生活環境調査事件，生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況（69～72 表 参照）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査，生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成 17 年 7 月 15 日から同 29 年末までの処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

第 30 表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数		終 結 件 数		年末現在係属件数
平成17年	131	(-)	75	(-)	56 (-)
18	378	(12)	359	(9)	75 (3)
19	449	(9)	432	(11)	92 (1)
20	398	(9)	410	(8)	80 (2)
21	315	(9)	330	(9)	65 (2)
22	389	(17)	382	(15)	72 (4)
23	431	(16)	413	(19)	90 (1)
24	375	(20)	403	(19)	62 (2)
25	396	(8)	387	(8)	71 (2)
26	367	(11)	368	(13)	70 (-)
27	339	(13)	351	(10)	58 (3)
28	362	(11)	353	(13)	67 (1)
29	388	(21)	372	(20)	83 (2)
累 計	4,718	(156)	4,635	(154)	

（注） 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
2 （ ）内の数は、医療観察法第 33 条第 1 項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
26	267	239	770
27	261	303	728
28	243	246	725
29	277	246	756
累 計	3,073	2,317	

- (注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
26	234 <203>	200 <151>	590 <508>
27	287 <254>	210 <173>	667 <589>
28	239 <204>	220 <182>	686 <611>
29	236 <205>	255 <220>	667 <596>
累 計	2,485 <1,891>	1,818 <1,295>	

- (注) 1 平成 17 年は、7 月 15 日から 12 月 31 日までの間の件数である。
2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の 1 表参照）

平成 29 年において、常時恩赦の受理人員総数は 109 人で、前年に比べ 20 人（15.5％）減少している。受理人員の内訳は、第 33 表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が 60 人、新受人員が 49 人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが 37 人（前年 45 人）、刑事施設からが 8 人（同 7 人）、検察庁からが 4 人（同 6 人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第 33 表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	109	-15.5	100.0
旧 受	60	-15.5	55.0
新 受	49	-15.5	45.0
保護観察所	37	-17.8	33.9
刑 事 施 設	8	14.3	7.3
検 察 庁	4	-33.3	3.7

（注） 1 表参照

2 常時恩赦の既済人員（ 1 表参照）

平成 29 年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第 34 表のとおりである。既済人員の総数は 70 人で、前年に比べると 1 人（1.4％）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が 23 人（既済人員総数の 32.9％）、恩赦不相当が 47 人（同 67.1％）となっている。

第 34 表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	70	23	-	-	1	22	47	-
	保護観察所	53	18	-	-	-	18	35	-
	刑 事 施 設	10	-	-	-	-	-	10	-
	検 察 庁	7	5	-	-	1	4	2	-
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	32.9	-	-	1.4	31.4	67.1	-
	保護観察所	100.0	34.0	-	-	-	34.0	66.0	-
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検 察 庁	100.0	71.4	-	-	14.3	57.1	28.6	-

（注） 1 表参照